

せい かつ ほ ご
生活保護のしおり

とうきょうとはむらしふくしじむしょ
東京都羽村市福祉事務所

とうきょうとはむらしみどりがおか
東京都羽村市緑ヶ丘5-2-1

でんわ
電話042-555-1111

このしおりは、生活保護を受けている間に必要となることが書いてありますので、初めから終わりまで必ず読んでください。

また、必要なときは見ることが出来るように、大切に保管しておいて下さい。

◎生活保護とは

生活に困っている人々に対して、生活保護法にもとづいて、最低限度の生活を保障し、自分の力、または他の方法で生活できるようになるまで援助する制度です。

◎保護を受ける為にさせていただくことは

生活保護は生活していく為の最後の手段です。保護を受けるにあたって、いろいろな努力や活用をしていただくものは、全てしていただかなければなりません。

1. 働ける人は能力に応じて働いていただき、収入を得る努力をして下さい。
2. 世帯の財産で活用できるものは、暮らしのために活用して下さい。
3. 親、子供、兄弟姉妹などの援助を受けられる場合は受けてください。
4. 年金、手当など他の制度を受けられるものはすべて受けて下さい。
5. その他、暮らしに役立つものがあれば活用して下さい。

◎保護の種類

生活保護による援助を「扶助」といい、次のような8つの扶助があります。国が定めた基準により世帯の生活の必要に応じて受けることができます。

1. 生活扶助 食べるもの、着るもの、光熱水費など日常の暮らしの為の費用
2. 住宅扶助 家賃、間代、地代など
3. 教育扶助 学用品、教材費、給食費、学級費など義務教育に必要な費用
4. 介護扶助 介護保険によるサービスを受けた時の自己負担額
5. 医療扶助 ケガや病気の治療の為に医者にかかる費用など
6. 出産扶助 お産をする為の費用
7. 生業扶助 仕事をする為に技能や技術を身に付ける為の費用、あるいは仕事につく為に直接必要な被服やその他の費用
8. 葬祭扶助 葬式の費用

※この8つの扶助において、臨時的な需要に応じて、臨時的最低生活費(一時扶助費)の支給がありますが、支給には一定の条件があります。詳しくは福祉事務所に聞いてください。

例：住宅更新料、通院交通費など

◎その他の援護

生活保護を受けている人には、次のような援護があります。手続きについては、福祉事務所に相談してください。

1. 地方税 都民税、市民税が課税されません。また固定資産税などが減免されます。
2. 国民年金 保険料が免除されます。
3. 放送 NHK放送受信料が免除されます。
4. 交通 JR通勤定期乗車券が割引されます。
5. その他 都立高校授業料の免除

◎保護を受ける人の権利

1. 一度決定された保護は、正当な理由がなく止められたり、減らされたりすることがありません。
2. 保護として受けたお金や品物には、税金がかかりません。
3. 保護として受けたお金や品物、または保護を受ける権利は、差し押さえられる事はありません。

◎保護を受ける人の義務

1. 保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。
2. 働ける人は、その能力に応じて働いてください。
3. 計画的な暮らしを心がけ、生活の維持、向上に努めてください。
4. 自動車等の保有・運転は原則として認められていませんので、処分等していただく場合があります。
5. 世帯に次のような変動があったときは、すぐに届出をしてください。
 - ア. 収入（給料・年金・手当など）に変更があったときや、就職、退職、転職をしたとき
 - イ. 住所や家賃が変わったとき
 - ウ. 家族に異動があったとき（転入・転出・結婚・離婚・入学・卒業など）
 - エ. 医者にかかったり、入院、退院、転院したとき
その他家族が変わったことがあったとき
6. 福祉事務所の指導、指示に従わなければなりません。指導や指示は次のような場合に行われます。
 - ア. 働ける状況にあるのに働かないとき
 - イ. 働いているが、十分能力を活用していないと認められるとき
 - ウ. 収入、その他変動の届出をしないとき
 - エ. 健康の保持に努めていないとき

※ 正当な理由がなく、指導指示に従わないときは、保護を受けられなくなる場合があります。

※収入の届出をしなかったり、うその届出など不正な方法で保護を受けたときは、それまでに受けた保護費を返還してもらいます。また悪質な場合は、法によって罰せられることがあります。

◎不服のあるとき

福祉事務所の決定に不服があるときは、決定のあった事を知った日から3か月以内に東京都知事に対して審査請求をすることができます。

◎病気になったりケガをしたら

病気やケガの為医者に診てもらいたいときは、福祉事務所で診療依頼書を発行しますので、印鑑を持って取りに来て下さい。それを持って生活保護法の指定の病院に行ってください。

診療依頼書は月末まで有効です。翌月もかかるときや、違う病気やケガで他の病院にかかるときには、改めて取りに来て下さい。

※医者にかかるときの注意

1. 生活保護法指定の病院以外には原則としてかかれませんが、通院・入院する病院が指定されているか、予め福祉事務所に聞いてください。
2. 休日・夜間・急病など診療依頼書を持たずに医者にかかったときには、すぐに福祉事務所に連絡してください。
3. 退院又は通院の必要がなくなった時は、必ず福祉事務所に連絡してください。

けんこうほけんしょう ◎健康保険証のこと

こくみんけんこうほけんしょう せいかつほごうをつか けんしょう
国民健康保険証は、生活保護を受けると使えなくなりますので、保険証
しやくしょしみんかほけんがかりかえ
を市役所市民課保険係へ返してください。

しゃかいほけんつか じこふたんぶんせいかつほごいりょうふじょたいしょう
また、社会保険は使えますが、自己負担分は生活保護の医療扶助の対象
しんりょういらいしょこうふかならう ほけんしょういっしょびょういん
になりますので、診療依頼書の交付を必ず受け、保険証と一緒に病院の
まどぐちだ
窓口に出してください。

ほごひけいさんしかた ◎保護費の計算の仕方

ほごひくにさださいていせいかつひ せたいしゅうにゅうくら
保護費は、国が定めている最低生活費と、あなたの世帯の収入を比べ
しゅうにゅうすくばあい ふそくぶんしきゅう
て、その収入が少ない場合に、その不足分だけ支給されます。

しゅうにゅう ※収入とは

きゅうりょうちんぎん しゅうにゅう たいしょくきんねんきん てあしおく
給料・賃金・パート収入・ボーナス・退職金・年金・手当て・仕送り・
ほけんきん いしやりょう しつぎょう きゅうふきん せたいすべ しゅうにゅう
保険金・慰謝料・失業による給付金など、世帯の全ての収入です。

しゅうにゅう とあつか ぐわふく
なお、収入として取り扱わないものもありますので、詳しいことは福
しじむしょき
祉事務所で聞いてください。

こうじよ ※控除とは

しゅうにゅう えためけいひ たと しょとくぜい しゃかいほけんりょう こうつうひ じつび
収入を得る為の経費で、例えば所得税、社会保険料、交通費などの実費
きそこうじよ きそこうじよ しゅうにゅうがく きんがく
や基礎控除といったものです。なお、基礎控除は収入額によって金額が
ちがほか しんきしゅうろうこうじよ みせいねんしゃ こうじよ ぐわ
違います。その他にも、新規就労控除、未成年者控除などがあります。詳
ふくし じむしょき
しいことは福祉事務所で聞いてください。

※収入認定変更とは

あなたの収入申告に基づいて、収入額と控除額を認定し、その差し引き額を最低生活費に充当させて、適正な保護費を決定することです。

特に、働いて収入を得ている方は、毎月々の収入申告を基に収入認定変更を行います。保護費を支給した後で変更の手続きを行うことがあり、この場合は変更する前と変更した後の保護費に過不足が生じることがあります。

収入認定変更の結果、支給済みの保護費が不足した場合は追加して不足分の保護費を支給しますが、過払いの場合は、過払い分の保護費を返して頂くことになります。(過払い分の保護費を翌月の収入とみなして翌月の保護費に収入充当する場合があります。)

◎保護費の受け取り方

保護費は原則として、毎月初日以降に指定された金融機関の口座に振り込みます。

なお、保護の開始のときや特別な場合は福祉事務所で支払います。また、入院中等の方は送金も出来ます。

◎保護費の返還

資産があるにもかかわらず保護を受けたとき、または収入増や入院などで保護費を支払いすぎたときは、福祉事務所に返してもらいます。

ち く たんとういん やくわり ◎地区担当員(ケースワーカー)の役割

ち く たんとういん みな いろいろ そうだん いっしょ こま
地区担当員は、皆さんからの色々な相談に応じたり、一緒に困っている
もんだい かいけつほうほう じょげん いた こま
問題の解決方法を考え、助言を致します。困ったことがありましたら、な
んでも相談してください。

ち く たんとういん みな ほ ご う あいだ かてい ほうもん せいかつ
また、地区担当員は皆さんが保護を受けている間、家庭訪問をして生活
ようす たず ひつよう しどう しじ おこな
の様子を尋ねたり、必要な指導や指示を行います。

みんせいいいん ◎民生委員

みんせい いいん ふくし じむしょ しごと きょうりょく ちいき
民生委員は、福祉事務所などの仕事に協力していただいている、地域の
かた きがる そうだん
方です。いつでも気軽に相談してください。

あなたの世帯の地区担当員(ケースワーカー)

『 』

でんわ 電話 (5 5 5) 1 1 1 1 ないせん 内線 ()